

第69回 税理士試験 所得税法

●はじめに

今回の本試験は、理論問題に比べ、計算問題の問題量が多く、全体としても比較的ボリュームの多い問題であった。理論問題についても計算問題についても難易度が高く、120分という限られた時間の中では高得点を取るのが難しい問題であったため、時間内に取れるところを見つけ出し、得点に結びつけていけたかがポイントになると思われる。

Z-69-C [第一問] 解答

問1 平成31年3月某日、税理士であるあなたは、旅館業を営む居住者A(個人事業主・青色申告者)から「昨年の地震の影響により経営不振が続き、取引銀行Bから債務の免除を受けるべく手続を進めている。仮に、Bから債務の免除を受けることができた場合、私に対して何らかの課税関係は生じるのか。」との相談を受けた。

AがBから債務の免除を受けた場合におけるAに対する所得税の課税関係について、考えられる取扱いを説明しなさい。

1 概要

個人が債務の免除を受けたことによる経済的利益は、原則として各種所得の金額の計算上、収入金額として課税されるが、その債務者が資力を喪失したこと等により債務の弁済が困難である場合において一定のときは、下記3又は4の取扱いが受けられる。

2 原則(法36①) 7

その年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入すべき金額は、原則として、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的利益をもって収入する場合には、その経済的利益等のその享受等する時における価額)とする。

したがって、債務免除益は、原則として、事業所得の総収入金額に算入する。

3 債務免除益の総収入金額不算入(法44の2) 10

(1) 居住者が、民事再生計画認可の決定等による債務免除を受けたときは、その債務免除益は、その者の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

なお、債務免除益のうち、次の金額相当額は、この規定の適用はない。

- ① この規定適用前のその年分の事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
- ② この規定適用前のその年分の総所得金額の計算上控除する純損失の金額

(2) この規定は、確定申告書に、この規定の適用を受ける旨、総収入金額不算入額等の記載がある場合に限り適用する。

ただし、宥恕規定がある。

4 債務処理計画に基づき評価減された減価償却資産等の損失の必要経費算入(措法28の2の2) 8

(1) 青色申告者が、債務処理計画に基づき債務免除を受けた場合(債務免除益の総収入金額不算入の適用を受ける場合を除く。)において、事業所得を生ずべき減価償却資産等について評価減されたことによる損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額(この規定適用前の金額)を限度として、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

(2) この規定は、確定申告書に、この規定の適用を受ける旨の記載があり、この規定による事業所得の金額の計算、対象資産の種類等を記載した明細書等の添付がある場合に限り適用する。

ただし、宥恕規定がある。

問2 国外財産調書制度及び財産債務調書制度について、次の各問に答えなさい。

- 1 国外財産調書及び財産債務調書について、誰が、どのような場合に、何を記載して、いつまでに、どこに提出しなければならないかを簡潔に説明しなさい。
- 2 過少申告加算税又は無申告加算税の加重措置について、その適用要件を中心に簡潔に説明しなさい。

1について

(1) 国外財産調書（国外送金等調書法5①） 10

非永住者以外の居住者は、その年12月31日における国外財産の価額の合計額が5,000万円を超える場合には、その国外財産の種類、価額等を記載した調書（国外財産調書）を、その年の翌年の3月15日までに、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに掲げる場所の所轄税務署長に提出しなければならない。

ただし、同日までに死亡し又は出国をしたときはこの限りでない。

① その年分の所得税の納税義務がある者

その者の所得税の納税地

② ①以外の者

その者の住所地（国内に住所がない場合は居所地）

(2) 財産債務調書（国外送金等調書法6の2） 10

① 確定所得申告書を提出する者は、課税標準の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年12月31日において次のいずれかに該当する場合には、その有する財産の種類、価額等及び債務の金額等を記載した財産債務調書を、その年の翌年3月15日までに、その者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

イ その価額の合計額が3億円以上の財産を有するとき

ロ その価額の合計額が1億円以上の国外転出時課税対象財産を有するとき

② 国外財産調書を提出する者

国外財産調書に記載した国外財産は、その価額以外の記載事項については財産債務調書への記載を要しない。

2について 5

国外財産調書又は財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出されたこれらの調書に記載すべき財産若しくは債務の記載がない場合（重要な事項の記載が不十分と認められるときを含む。）において、これらの財産若しくは債務に係る所得税等に関し修正申告、期限後申告又は更正若しくは決定（死亡した者に係るものを除く。）があったときは、これらに係る過少申告加算税又は無申告加算税は、5%加重される。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

なお、それぞれの設問ごとの配点が付されていないため、解答のボリューム等を考慮して、問1を25点、問2を25点の配点としています。

▶解答への道◀

問1

事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた債務について、債務免除益が生じた場合の取扱いが問われた。

債務免除益は、原則として、事業所得の総収入金額に算入することとなるが、その債務者が資力を喪失したこと等により債務の弁済が困難である場合には、その債務免除益は各種所得の金額の計算上総収入金額に算入しない特例がある。

また、債務免除益が生じた場合において、事業用固定資産の評価減が生じている場合には、その評価減は、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入することができる。

理論マスターでそれぞれ重要理論として取り上げていた理論問題に含まれる取扱いであるため、それぞれの取扱いを抜き出して解答できているかどうかのポイントになるであろう。

問2

国外財産調書及び財産債務調書、そしてこれらの調書を提出しなかった場合の加算税の加重措置について問われた。

それぞれの調書の説明については、理論マスターに収録された内容を簡潔にでも説明できていると大きく加点要素になるであろう。

また、加算税の加重措置については、対策ができていた受験生はほとんどいないものと思われるため、模範解答どおりの解答ができていなくても、大きく影響は生じないであろう。

Z-69-C [第二問] 解答

問1

1 各種所得の金額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
事業所得 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <u>8,817,901</u> </div>	1 総収入金額 (1) 完成工事売上高 A工事 24,000,000 1 B工事 0 1 C工事 4,000,000 1 D工事 17,000,000 E工事 0 完成工事高合計 45,000,000 (2) 機械賃貸収入 F機械 $300,000 \times 5 + 400,000 \times 7 = 4,300,000$ G機械 $600,000 \times 10 = 6,000,000$ 機械賃貸収入合計 10,300,000 1 (3) 雑収入 0 1 (4) その他 貸倒引当金戻入 401,500 1 (5) 総収入金額合計 55,701,500 2 必要経費 (1) 減価償却費 F機械 $6,003,000 \times 0.333 = 1,998,999$ 1 G機械 普通償却費 $16,000,000 \times 0.333 \times \frac{10}{12} = 4,440,000$ 特別償却費 0 減価償却費合計 4,440,000 1 I機械 取得価額 $11,340,000 - 540,000 = 10,800,000$ 普通償却費 $10,800,000 \times 0.333 \times \frac{8}{12} = 2,397,600$ 特別償却費 $10,800,000 \times 30\% = 3,240,000$ 減価償却費合計 $2,397,600 + 3,240,000 = 5,637,600$ 1

	<p>J機械 取得価額 14,400,000 普通償却費 $14,400,000 \times \frac{6}{60} = 1,440,000$ 特別償却費 0 減価償却費合計 1,440,000 [1]</p> <p>K機械 中古資産の耐用年数の算出 $6 \text{年} \times 0.2 = 1.2 \text{年} \therefore 2 \text{年}$ 普通償却費 $7,000,000 \times 1.000 \times \frac{3}{12} = 1,750,000$ 特別償却費 0 減価償却費合計 1,750,000 [1]</p> <p>賃貸用機械減価償却費合計 6,438,999 工用機械減価償却費合計 8,827,600</p> <p>(2) 完成工事売上原価 $7,500,000 + 23,500,000 - 9,500,000 = 21,500,000$ [1]</p> <p>(3) 機械賃貸売上原価 3,300,000</p> <p>(4) 租税公課 $285,000 + 285,000 + 25,000 = 595,000$ [1]</p> <p>(5) その他諸経費 5,000,000</p> <p>(6) 貸倒引当金繰入額 $\{8,000,000 + (4,000,000 - 2,000,000) + 400,000\} \times 5.5\% = 572,000$ [1]</p> <p>(7) 必要経費の合計 46,233,599</p> <p>3 青色申告特別控除 $1 - 2 \geq 650,000 \therefore 650,000$</p> <p>4 事業所得金額 $1 - 2 - 3 = 8,817,901$</p>
<p>利子所得 <u>0</u></p>	<p>外貨預金の利息 $239,055 \div 0.84685 = 282,287$ (源分) [1]</p>
<p>雑所得 <u>$\Delta 137,000$</u></p>	<p>(1) 外貨預金の為替差損 $\Delta 150,000$ [1] (2) 還付加算金 13,000 [1]</p>

区分及び金額	計 算 の 過 程
譲渡所得 (総合)	1 総収入金額
短期 0	短期 ゴルフ会員権 1,800,000
	長期 H建設機械 2,000,000
長期 1 650,000	2 取得費
	短期 ゴルフ会員権 2,500,000
	長期 H建設機械 $2,000,000 \times 5\% = 100,000 > 1 \therefore 100,000$
	3 譲渡費用 短期 50,000 長期 0
	4 譲渡益
	短期 $\Delta 750,000$
	長期 1,900,000
	5 譲渡所得金額
	短期 0
	長期 $1,900,000 - 750,000 - 500,000 = 650,000$
	※ ネットオークション収入は非課税 1
一時所得 0	

2 課税標準額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
総所得金額 9,142,901	雑所得の損失の金額は損益通算できない $8,817,901 + 650,000 \times \frac{1}{2} = 9,142,901$

3 所得控除額

(単位：円)

医療費控除 1 420,000	(1) $180,000 + 300,000 + 40,000 = 520,000$ (2) $9,142,901 \times 5\% \geq 100,000 \therefore 100,000$ (3) (1)-(2)=420,000
社会保険料控除 1 696,830	$380,000 + 196,830 + 120,000 = 696,830$
生命保険料控除 1 82,500	(1) 一般 旧契約のみ適用した方が有利 $120,000 > 100,000 \therefore 50,000$ (2) 介護医療 $30,000 + (50,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 32,500$ (3) (1)+(2)=82,500

地震保険料控除 <u>1</u> 50,000	$70,000 > 50,000 \therefore 50,000$
寄附金控除 0	
配偶者控除 0	適用なし
配偶者特別控除 <u>1</u> 260,000	$1,500,000 - 650,000 = 850,000$ $850,000 \leq 850,000 \quad 9,000,000 < 9,142,901 \leq 9,500,000 \therefore 260,000$
扶養控除 <u>1</u> 960,000	(1) 長女 $0 \leq 380,000 \therefore$ 一般 (380,000) ※ (2) 母 $0 \leq 380,000 \therefore$ 同老 (580,000) ※ 遺族厚生年金は非課税 (3) 合計 $380,000 + 580,000 = 960,000$
基礎控除 380,000	
所得控除額合計 2,849,330	

4 課税所得金額

(単位:円)

課税総所得金額 <u>6,293,000</u>	$9,142,901 - 2,849,330 = 6,293,000$ (千円未満切捨)
-----------------------------	---

5 税額控除額及び税額

(単位:円)

課税総所得金額に対する 税額 <u>831,100</u>	$6,293,000 \times 20\% - 427,500 = 831,100$
中小事業者が機械等を 取得した場合の特別控除額 <u>160,311</u>	(1) $14,400,000 \times 7\% = 1,008,000$ <u>1</u> (2) $831,100 \times \frac{8,817,901}{9,142,901} \times 20\% = 160,311$ (3) (1) > (2) $\therefore 160,311$
住宅借入金等特別控除額 <u>1</u> 262,300	$9,142,901 \leq 30,000,000 \therefore$ 適用あり $26,500,000 \times \frac{27,027,000}{27,300,000} = 26,235,000$ $26,235,000 \leq 30,000,000 \therefore 26,235,000$ $26,235,000 \times 1\% = 262,300$ (百円未満切捨)

寄附金特別控除額 <u>1</u> 39,200	<p>※1 ※2</p> <p>(1) $(100,000 - 2,000) \times 40\% = 39,200$</p> <p>※1 $200,000 - 100,000 = 100,000 \leq 9,142,901 \times 40\% \therefore 100,000$</p> <p>※2 $2,000 - 0 = 2,000$</p> <p>※3 入学に関する寄附は対象とならない</p> <p>(2) $831,100 \times 25\% = 207,775$</p> <p>(3) $(1) \leq (2) \therefore 39,200$ (百円未満切捨)</p>
差引所得税額 <u>369,289</u>	
復興特別所得税額 <u>7,755</u>	$369,289 \times 2.1\% = 7,755$
所得税等の源泉徴収税額 <u>1</u> 0	
所得税等の申告納税額 <u>377,000</u>	(百円未満切捨)
所得税等の予定納税額 <u>1</u> 662,800	$331,400 + 331,400 = 662,800$
納付すべき税額又は 還付される税額 <u>△285,800</u>	

問2

1 乙の準確定申告

各種所得の金額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
不動産所得 <u>1,518,506</u>	1 総収入金額 3,510,000 2 必要経費 (1) 諸経費 750,000 1 (2) 減価償却費 ① 建 物 Aアパート $30,499,393 \times 0.066 \times \frac{2}{12} = 335,494$ 1 Bマンション $70,000,000 \times 0.9 \times 0.022 \times \frac{2}{12} = 231,000$ 1 ② 建物附属設備 Bマンション $(750,000 - 1) \times \frac{1}{5} \times \frac{2}{12} = 25,000$ 1 ③ 減価償却費合計 591,494 (3) 必要経費合計 1,341,494 3 青色申告特別控除 $1 - 2 \geq 650,000 \therefore 650,000$ 1 4 不動産所得金額 $1 - 2 - 3 = 1,518,506$
給与所得 <u>1350,000</u>	$1,000,000 - 650,000 = 350,000$ 2月20日分は支給日到来前に死亡しているため課税されない
雑所得 <u>0</u>	未支給年金は乙の妻の一時所得とされる (コメント 1)
退職所得 <u>0</u>	死亡後3年以内に支給額が確定したものであるため非課税 (コメント 1)

2 丙の確定申告

各種所得の金額

(単位:円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
不動産所得 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>4,437,916</u></div>	1 総収入金額 (1) 相続開始日から遺産分割成立日まで $21,840,000 \times 25\% = 5,460,000$ [1] (2) 遺産分割成立後から年末日まで $3,080,000$ [1] (3) 不動産賃貸収入合計 $(1) + (2) = 8,540,000$ 2 必要経費 (1) 諸経費 $3,500,000 \times 25\% + 1,600,000 = 2,475,000$ [1] (2) 減価償却費 (相続開始日から遺産分割成立日まで) ① 建 物 A アパート $180,000,000 \times 0.030 \times \frac{10}{12} \times 25\% = 1,125,000$ [1] B マンション $70,000,000 \times 0.022 \times \frac{10}{12} \times 25\% = 320,834$ [1] ② 建物附属設備 B マンション イ $15,000,000 \times 0.067 \times \frac{10}{12} = 837,500$ ロ $750,000 - 25,000 - 1 = 724,999$ ハ イ > ロ $\therefore 724,999 \times 25\% = 181,250$ [1] ③ 減価償却費合計 $1,627,084$ (3) 必要経費合計 $4,102,084$ 3 青色申告特別控除 0 [1] 4 不動産所得金額 $1 - 2 = 4,437,916$

区分及び金額	計 算 の 過 程
配当所得 $\underline{\quad\quad\quad 0 \quad\quad\quad}$	
給与所得 $\underline{\boxed{1}7,530,000}$	(1) 収入金額 $8,500,000 + 1,200,000 = 9,700,000$ (2) 給与所得控除額 $9,700,000 \times 10\% + 1,200,000 = 2,170,000$ (3) (1) - (2) = 7,530,000
分離課税 長期譲渡所得 $\underline{\quad\quad\quad 4,314,533 \quad\quad\quad}$	1 譲渡による収入金額 Bマンション $90,000,000 \times 20\% = 18,000,000 \quad \boxed{1}$ 2 譲渡資産の取得費 Bマンション $(40,637,334 + 1 + 25,000,000) \times 20\% = 13,127,467 \quad \boxed{1}$ 3 譲渡資産の譲渡費用 $2,790,000 \times 20\% = 558,000 \quad \boxed{1}$ 4 長期譲渡所得の金額 $1 - 2 - 3 = 4,314,533$
分離課税 一般株式の譲渡所得 $\underline{\boxed{1}10,000,000}$	1 譲渡による収入金額 X社株式 12,000,000 2 譲渡資産の取得費 $50,000 \times 40株 = 2,000,000$ 3 譲渡資産の譲渡費用 0 4 譲渡所得の金額 $1 - 2 - 3 = 10,000,000$

▶解答への道◀

問1について

【資料Ⅱ】

1 完成工事売上高

工事の請負に係る収益の計上は、工事完成基準を原則とするため、工事完了時において収入計上する。

- (1) A工事は、本年において工事を完了しているため、本年において未入金も含めた24,000,000円を収入計上する。
- (2) B工事は、本年末において工事が未了のため、入金額も含めて収入計上しない。
- (3) C工事は、出来高に応じて検収する契約であるため、検収を受けた部分については収入計上する。
- (4) D工事は、本年において工事を完了しているため、契約金額の17,000,000円を収入計上する。
- (5) E工事は、平成30年中に工事が完了しているため、平成30年分の収入計上となる。本年の入金額は債権の回収として扱う。

2 機械賃貸収入

事業所得となる資産の賃貸料は、期間対応基準に従って収入計上を行う。したがって1月分から12月分が本年の収入金額となる。

- (1) F建設機械は、6月分より賃貸料を改定しているため、1月分から5月分までは1月あたり30万円、6月分から12月分は1月あたり40万円で計算する。
なお、当月分翌月払いであることから12月分の賃貸料は、翌年1月に受けるため、未収金として貸倒引当金の対象となる。
- (2) G建設機械は、本年3月に1年分の賃貸料を受けているため、12月までの部分を収入計上する。

3 完成工事売上原価

損益計算書上の金額が、年末棚卸資産（未成工事支出金）を考慮する前の金額であるため、その修正を行う。

4 機械賃貸売上原価

棚卸資産に計上すべきものがないため、損益計算書上の金額をそのまま計上する。

5 雑収入

- (1) H建設機械の下取り金額は、譲渡所得となる。
なお、取得費は5%基準で計算する方が有利となる。
- (2) 外貨預金の利息収入は利子所得で源泉分離課税となる。
なお、【解答にあたっての注意点】において特別徴収住民税についての記述がなかったため、住民税を考慮しない形で持ち戻しの計算を行っている。
また、為替差損は雑所得として取扱う。
- (3) 還付金は所得ではないが、還付加算金は雑所得となる。
- (4) ゴルフ会員権は譲渡所得で総合課税となる。なお、生活に通常必要でない資産であるため、損益通算はできないが、譲渡所得内での通算は認められる。
- (5) 生活用衣類の譲渡は、生活に通常必要な動産の譲渡であるため、非課税となる。

6 租税公課

- (1) 予定納税額は、必要経費に算入できない。
- (2) 個人事業税額及び契約書に貼付した収入印紙代は、必要経費に算入する。
- (3) 交通反則金は、必要経費に算入できない。

7 貸倒引当金繰入額

次の債権に対して、引当金を繰り入れる。

- (1) A工事における本年末現在未入金額
- (2) C工事における本年検収額4,000,000円と本年入金額2,000,000円の差額
- (3) F建設機械賃貸料における本年12月分（上記2(1)参照）

【資料Ⅲ】

1 減価償却費

- (1) G建設機械は、新品で取得価額が160万円以上であるが、賃貸用であるため、特別償却の対象とならない。
- (2) I建設機械は、所有権移転リース取引であるため、問題の指示により定率法により償却する。
 なお、新品で取得価額が160万円以上であるため、取得価額×30%の特別償却の適用がある。
- (3) J建設機械は、所有権移転外リース取引であるため、リース期間定額法により償却する。
 なお、所有権移転外リース取引の場合には、特別償却を適用することはできず、次により計算した税額控除の適用を受ける。

(1) 取得価額×7%
(2) $(\text{課税総所得金額の税額}-\text{配当控除額}) \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額(注)}} \times 20\%$
(注) 黒字のみで計算し、総合長期譲渡所得及び一時所得は2分の1後
(3) (1)と(2)のいずれか少ない金額

- (4) K建設機械は、中古で耐用年数の見積りが困難であるため、次により耐用年数を計算する。

法定耐用年数を全部経過している場合
… 法定耐用年数 × 20%

なお、上記算式で計算した年数が2年未満であるため、耐用年数は2年となる。
 また、中古の資産であるため、特別償却の適用はない。

【資料Ⅳ】

1 医療費控除

- (1) クレジットカード払いは、銀行口座の決済日ではなく、治療を受けた日において支払ったものとされる。
- (2) 歯列矯正は、不正咬合の矯正のため、医療費控除の対象となる。

2 生命保険料控除

一般分、介護医療分のそれぞれについて、次の計算式により計算し、その金額を合計する。
 なお、一般分については、旧契約の保険料のみで計算する方が有利である。

(1) 旧生命保険料

支払った生命保険料	控除額
25,000円以下	全額
25,000円超 50,000円以下	$25,000円 + (\text{支払保険料} - 25,000円) \times \frac{1}{2}$
50,000円超 100,000円以下	$37,500円 + (\text{支払保険料} - 50,000円) \times \frac{1}{4}$
100,000円超	50,000円

(2) 新生命保険料

支払った生命保険料	控除額
20,000円以下	全額
20,000円超 40,000円以下	$20,000円 + (\text{支払保険料} - 20,000円) \times \frac{1}{2}$
40,000円超 80,000円以下	$30,000円 + (\text{支払保険料} - 40,000円) \times \frac{1}{4}$
80,000円超	40,000円

3 寄附金関係

入学に関する寄附金100,000円は、所得控除及び税額控除の対象とならない。

なお、残額の100,000円については、寄附金控除又は公益社団法人等寄附金特別控除（税額控除）の対象となるが、本問では課税総所得金額に係る税率が20%であることから、税額控除が有利となる。

控除額は次のとおりである。

- ※1 ※2
- (1) $(\text{公益社団法人等に対する寄附金の額} - 2,000\text{円}) \times 40\%$
※1 『課税標準の合計額 $\times 40\%$ - 他の特定寄附金の額』を限度
※2 他の特定寄附金の額から控除後の残額
- (2) 算出税額（配当控除前） $\times 25\%$
- (3) (1)又は(2)のいずれか低い金額（百円未満切捨）

4 住宅借入金等特別控除

借入金の借り換えを行った場合には、次の金額を基礎に控除額を計算する。

- (1) 借り換え直前の住宅ローン残高 \geq 新たな住宅ローンの借入時の金額
… 新たな住宅ローンの年末残高
- (2) 借り換え直前の住宅ローン残高 $<$ 新たな住宅ローンの借入時の金額
… 新たな住宅ローンの年末残高 $\times \frac{\text{借り換え直前の住宅ローン残高}}{\text{新たな住宅ローンの借入時の金額}}$

5 人的控除

- (1) 甲の合計所得金額が1,000万円以下であり、かつ、妻の合計所得金額が38万円超123万円以下であるため、配偶者特別控除の適用がある。
- (2) 長女は、16歳で収入がないため、控除対象扶養親族に該当する。扶養控除額は38万円となる。
- (3) 甲の母が受けた遺族厚生年金は非課税となるため、母の合計所得金額はゼロとなり控除対象扶養親族に該当する。年齢70歳以上であるため、同居老親等として扶養控除額は58万円となる。

問2について

1. 居住者乙の所得計算

(1) 不動産所得の業務の規模

本問では、事業的規模であるかそうでないかの指示がないため、5棟10室基準により判定し、事業的規模であるものとする。

(2) 減価償却費

① Aアパート

平成5年に取得したものであるため、旧定率法により減価償却費(2か月分)を計算する。

② Aアパート 電気・給排水設備等

年初未償却残額が1円であることから、減価償却費は計上しない。

③ Bマンション301号室

平成11年に取得したものであるため、旧定額法により減価償却費(2か月分)を計算する。

④ Bマンション301号室 電気・給排水設備等

年初未償却残額が取得価額の5%相当額であるため、5分の1均等償却により減価償却費(2か月分)を計算する。

(3) 固定資産税

固定資産税は、乙死亡時においては賦課決定されていないため、乙の必要経費には算入しない。

したがって、相続人の必要経費に計上することになるが、【資料Ⅶ】及び【資料Ⅷ】の諸経費は適正額であると記載されていることから、固定資産税について処理は不要である。

(4) X社役員報酬

本年2月の役員報酬については、乙の死亡後に支給日が到来するものであるため、課税されない。

(5) 死亡後の公的年金

死亡後に遺族に支給される公的年金は未支給年金と呼ばれ、被相続人の所得ではなく、相続人(妻)の一時所得として課税される。

(6) 死亡退職金

乙の死亡後に支給額が確定したものであるため、乙は課税されない

なお、死亡後3年以内に支給額が確定しているものであるため、相続人においても非課税とされる。

2. 居住者丙の所得計算

(1) 不動産所得の計算

遺産分割協議成立日までの期間(平成31年2月15日～令和元年11月25日)の不動産所得は、各相続人の不動産所得として課税される。

この場合、法定相続割合により収入及び必要経費を按分して不動産所得の金額を計算することになる。

また、遺産分割協議成立日後の期間(令和元年11月26日～令和元年12月31日)の不動産所得は、その全額が丙の不動産所得として課税される。

(2) 遺産分割協議成立日までの期間の減価償却費

① Aアパート・Bマンション

本年相続したものであるため、定額法により減価償却費(10か月分)を計算し、法定相続割合を乗じた金額を必要経費に算入する。

② Bマンション 電気・給排水設備等

本年相続により取得したものであるため、定額法により減価償却費(10か月分)を計算するが、計算された減価償却費が相続時の未償却残額よりも大きい場合、相続時の未償却残額から1円を控除した金額が減価償却費とされる。この金額に法定相続割合を乗じた金額を必要経費に算入する。

(3) Bマンションの譲渡(特定事業用資産の買い換えの特例)

本問においては、Bマンションの譲渡対価が取得資産であるDアパートの取得価額よりも少なく、また、地域に関する資料がないため、課税される割合は原則である譲渡対価の20%として解答する。

なお、Bマンションの取得費として与えられた金額は、建物部分のみの金額と考えられるため、Bマンション電気・給排水設備の未償却残額(1円)及び土地部分の取得価額25,000,000円を取得費に加算して計算する

<TAC>税19 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

必要がある。

(4) X社株式のX社に対する譲渡

発行人に対する株式の譲渡(自己株式の取得)は、みなし配当課税の事由に該当するが、相続により取得した非上場株式を、相続税額の取得費加算特例の適用期間内に、その発行人に対して譲渡した場合には、みなし配当課税をせず、譲渡対価の全額を一般株式等に係る譲渡所得等とすることができる。

本問では、相続税額の取得費加算特例は考慮しないという指示があるため、譲渡対価から取得費を控除した金額が一般株式等に係る譲渡所得等の金額として課税される。

●おわりに

合格ラインは、第一問が23点前後、第二問が27点前後、合計50点前後と考えられる。
合格確実ラインは、第一問が32点前後、第二問が33点前後、合計65点前後と考えられる。